



平成21年6月5日
内閣府沖縄担当部局

「沖縄 I T 津梁^{しんりょう}パーク」の開所について

標記について、下記のとおり開催されますのでお知らせいたします。

記

1. 日 時：平成21年6月11日（木）午後3時～5時

2. 場 所：沖縄 I T 津梁パーク（中核施設A棟）
（沖縄県うるま市州崎14-17）

3. 概 要：

沖縄 I T 津梁パークは、高度ソフトウェア開発等の新しい情報通信産業の拠点となり、かつ、アジアとの津梁(架け橋)機能及び高度な人材育成の機能等を備えることを目指し、沖縄県が国の支援を受けて整備を進めています。

この度、同パーク内で1棟目となる中核施設が完成し、沖縄県の主催により開所記念式典が開催されます。

また、沖縄の情報通信産業の活動を全国に紹介するため、県内の民間企業、大学等14機関によるパネル出展や最新の開発製品のデモ等を行う展示会が併設して開催されます。

4. 取材方法：

開所記念式典等の取材は可能です。詳細については、下記にお問い合わせください。

以 上

【本件連絡先】

内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付参事官（産業振興担当）室 瀬高

電話(直通) 03-3581-5717 FAX 03-3581-9761

【取材に関する問い合わせ先】

沖縄県観光商工部情報産業振興課 具志堅

電話(直通) 098-866-2503 FAX 098-866-2455

沖縄 I T 津梁パーク整備事業について

○背景

内閣府では、沖縄振興特別措置法等に基づき、これからの沖縄経済を牽引するリーディング産業として期待のかかる情報通信関連産業の集積・高度化等を支援しています。

沖縄 I T 津梁パークは、高度ソフトウェア開発等の新しい情報通信産業の拠点となり、かつ、アジアとの津梁機能及び高度な人材育成の機能等を備えることを目指しています。

○概要

同パークは、国の支援を受け沖縄県が整備する中核施設、民間の資金・ノウハウを活かし、公募により整備される民間施設、その他の利便施設等により構成される計画です。

○主な経緯

平成18年4月 ～	<u>「新・沖縄情報通信産業振興のための研究会」</u> （主宰：平井たくや内閣府大臣政務官）
平成18年6月	沖縄が目指すべき新たな情報通産業のビジネスモデルに関する提案を取りまとめ。沖縄 I T 津梁パーク構想を提唱。
平成18年11月 ～	<u>「新・沖縄情報通信産業振興検討会」</u> （主宰：谷本龍哉内閣府大臣政務官）
平成19年3月	「新・沖縄情報通信産業振興のための研究会」で得られた提案のうち、熟度の高いものについて詳細を検討。沖縄 I T 津梁パーク構想の事例研究を実施。
平成19年4月 ～	「事業調査、基本計画策定」
平成20年3月	①沖縄 I T 津梁パーク構想事業調査（主宰：谷本龍哉内閣府大臣政務官） 沖縄 I T 津梁パークのコンセプトの具体化と整備候補地の検討。
	②沖縄 I T 津梁パーク整備基本計画策定業務 沖縄 I T 津梁パークの整備のための基本計画の策定。
平成19年11月	仲井眞弘多沖縄県知事が、整備箇所をうるま市に決定
平成20年10月	起工式（中核施設A棟）
平成21年6月	開所式（中核施設A棟）

（注）肩書きは当時

○内閣府予算額：

平成20年度予算（補正予算を含む。） 約13.3億円
平成21年度予算 約8.0億円

内閣府における沖縄情報通信産業振興への主な取組

○内閣府の主な沖縄情報通信産業振興関連予算（平成21年度）

	事業名	予算額
1	沖縄IT津梁パーク整備事業	約8.0億円
2	沖縄ソフトウェア信頼性確保支援事業	約0.4億円
3	情報産業核人材育成支援事業	約1.0億円

○沖縄の情報通信関連企業に対する主な税制優遇措置

	対象事業	内容
1	情報通信産業振興地域（24市町村） ○情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く。）の製造業 ○電気通信業 ○映画・ビデオ制作業（映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業） ○放送業（有線放送業を含む。） ○ソフトウェア業 ○情報処理・提供サービス業 ○小売業、製造業等のコールセンター	ア. 法人税の投資税額控除（機械等・器具備品15%、建物・構築物8%、繰越4年間） イ. 事業税（5年間）、不動産取得税及び固定資産税（5年間）の課税免除又は不均一課税 ウ. 事業所税の非課税等 新增設 非課税、資産割 課税標準 1/2（5年間）
2	情報通信産業特別地区（2地域（4市村）） ○インターネット・サービス・プロバイダー ○インターネット・エクスチェンジ ○データセンター	ア. 法人税における所得控除(35%)（情報通信産業振興地域の投資税額控除との選択制） イ. その他情報通信産業振興地域に係る優遇措置全てを適用

(注) 優遇税制の適用を受けるには、諸要件があります。

情報通信産業振興地域 & 情報通信産業特別地区 位置図

